

# 整骨院・接骨院の正しいかかり方

整骨院・接骨院の施術で組合員証等が使用できる場合は、外傷性の明らかな打撲、捻挫、肉離れ、骨折、脱臼（骨折、脱臼については、応急処置以外は医師の同意が必要）に限られています。施術を受ける前に正しいかかり方を確認し、適正な受診をお願いします。

## このような場合は組合員証等は使用できません

- ・日常生活による疲労や肩こり
- ・症状の改善の見られない長期の施術
- ・病気（神経痛・リウマチ・五十肩など）からくる痛み、こり

## 整骨院・接骨院にかかる際のポイント

- ・負傷原因を正確に伝えましょう
- ・領収書を受け取り、大切に保管しましょう
- ・施術が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう
- ・「療養費支給申請書」は記載内容をよく確認してから署名しましょう

医療費適正化対策として、共済組合（委託先：オックス）から組合員証等を使用して受けた施術内容や負傷原因について文書などで照会を行う場合があります。該当となったときは、回答のご協力をお願いします。

上記記事に関するお問い合わせは

保健課 ☎028-615-7816